

静岡県立浜松聾学校 PTA 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、静岡県立浜松聾学校 PTA と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を静岡県浜松市中区幸 3-25-1 静岡県立浜松聴覚特別支援学校内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の健全な成長のために、保護者と教職員とが協力して、学校、家庭及び地域における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、生徒等の校外における生活の指導、学校及び地域における教育環境の改善、充実に図るため会員相互の学習その他必要な活動を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域の教育振興に関する事業
- (2) 教育環境の整備充実に関する事業
- (3) 部活動等の振興に関する事業
- (4) 生徒等、会員の親睦及び福利厚生に関する事業
- (5) 会員の研修に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、静岡県立浜松聴覚特別支援学校（以下「本校」という。）に在学する生徒等の保護者で本会の目的に賛同して入会した者及び本校の教職員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 生徒等の保護者で本会の会員になろうとするものは、役員会で別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

本校職員は、本校の職員になったとき申込みをし、役員会の承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条 本会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払うものとする。

(任意退会)

第 8 条 生徒等の保護者である会員は、役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則その他の規則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本校に在学する生徒等の保護者又は本校の教職員でなくなったとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 事業報告書及び収支決算書の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして役員会又はこの会則で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、役員会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上の出席のうえ、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、役員を選任する議案を決議するに際し、候補者の合計数が第19条に定める定数の枠内の場合には、候補者を一括して第1項の決議を行うことができる。

- 5 やむを得ず総会に出席できない会員は、他の出席する会員を代理人として、議決の委任をすることができる。この場合において、第1項から第4項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した役員（ただし、監事を除く。）のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 3人
- (3) 学年委員 各学年毎に1人
- (4) 学校委員 教員から5人
- (5) 監 事 2人
- (6) 庶務会計 2人

- 2 前項第2号に定める副会長のうち1人は、校長若しくはその職務を代理する者を以てこれに充て、業務執行役とする。
- 3 第1項第4号に定める学校委員は、副会長（校長）の推薦により教職員を以てこれに充てる。（役員の選任）
- 第20条** 役員は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び前条第2項に定める者を除く副会長は、役員会の決議によって前条第3項に定める者を除く学年委員の中から選定する。（役員の職務及び権限）
- 第21条** 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 学年委員、学校委員及び庶務会計は、役員会を構成し、この会則で定めるところにより、その業務を執行する。（監事の職務及び権限）
- 第22条** 監事は、監事を除く役員の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、監事を除く役員及び本会の使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、役員会に出席し意見を述べることができる。（役員の任期）
- 第23条** 役員の任期は、1年（次年度定時総会まで）とする。
- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。（役員の解任）
- 第24条** 役員は、総会の決議によって解任することができる。（役員の報酬）
- 第25条** 役員は、無報酬とする。
- 第6章 役員会**
- （構成）
- 第26条** 本会に役員会を置く。
- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。（権限）
- 第27条** 役員会は、次の職務を行う。
- （1）本会の業務執行の決定
- （2）監事を除く役員の職務の執行の監督
- （3）会長及び副会長の選定及び解職
- （4）その他役員会で決議するものとしてこの会則で定められた事項の承認（招集）
- 第28条** 役員会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が役員会を招集する。（決議）
- 第29条** 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された議案について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定については、これを出席したものとみなす。（議事録）
- 第30条** 役員会の議事については、議事録を作成する。
- 2 会長及び出席した役員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門部及び事務局

(専門部)

第31条 本会に、次の専門部を置く。

- (1) 施設部
- (2) 保健体育部
- (3) 研修部
- (4) 広報部
- (5) 交通安全部

2 前項に規定するもののほか、本会の事業遂行のため必要があるときは、役員会の決議を経て他の専門部を置くことができる。

3 委員の選定その他専門部の運営に関する事項は、役員会で別に定める。

(専門委員会)

第32条 専門的な事項について調査研究の必要があるときは、本会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、役員会の承認を経て会長が委嘱した委員により組織される。

3 専門委員は、要請により役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第33条 本会に事務局を置く。

2 事務局員の選定その他事務局の運営に必要な事項は、役員会で別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、役員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿

第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第37条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議その他学校の再編整備などの事由により解散する。

第10章 雑則

(委任)

第39条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成25年4月26日から施行する。

2 この会則の施行前に議決のあった平成25年度の事業計画書及び収支予算書については、この会則の規定にかかわらず、平成25年度の事業計画書及び収支予算書とする。

3 第6条及び第7条の規定にかかわらず、平成25年度の会員の資格の取得及び会費については、なお従前の例による。

4 静岡県立浜松聾学校 PTA 会則（昭和25年5月27日制定）は廃止する。

静岡県立浜松聾学校 PTA 会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、静岡県立浜松聾学校 PTA (以下「本会」という。) 会則第39条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに会費の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 会則第6条の申込みは、入会申込書(様式第1号)を本会に提出することによって行う。

(会員名簿)

第3条 入会した者は、入会年月日、会員の氏名、住所及びその他必要事項を会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(経費の負担)

第4条 会則第7条に規定する経費の負担は、毎月の会費として500円(教職員100円)とする。

2 会員のうち、静岡県立浜松聴覚特別支援学校(以下「本校」という。)に在学する幼児・児童・生徒(以下「生徒等」という。)が2人以上の保護者にあつては、最年少の生徒のみが納入するものとする。

3 事業年度の途中で入会した会員は、入会した日の属する月から会費を納めなければならない。

4 特別の理由により経費負担が困難な会員にあつては、役員会の承認を受け、会費の一部又は全部を免除し、又はその納入を猶予することができる。

(会費の納入方法)

第5条 会員は、毎事業年度の会費として役員会で別に定める方法により、会費を役員会で別に定める日までに納入しなければならない。

(退会手続)

第6条 会則第8条の退会届は様式第2号による。

2 会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。会則第9条及び第10条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

(会員資格の喪失等に伴う会費の取扱い)

第7条 会員が会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間について既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

2 会員が事業年度の途中で退会又は会員資格を喪失した場合において、その日の属する月以前の期間について未納の会費があるときは、当該未納の会費を納入しなければならない。

(規則の変更)

第8条 この規則は、役員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会費の額の変更については、総会の決議を要する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

静岡県立浜松聾学校 PTA 入会申込書	
私は、貴 PTA の会員として入会したいので申し込みます。	
入会希望時期 平成 年度（平成 年 月）	
平成 年 月 日	
〒 住 所 氏 名（保護者名） 生徒名	㊞
静岡県立浜松聾学校 PTA 会長 様	

様式第 2 号（第 6 条関係）

静岡県立浜松聾学校 PTA 退会届	
私は、貴 PTA を退会したいので届け出ます。	
退会予定期日 平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
〒 住 所 氏 名（保護者名） 生徒名	㊞
静岡県立浜松聾学校 PTA 会長 様	

様式例（第 3 条関係）

静岡県立浜松聾学校 PTA 会員名簿

入 会 年月日	会 員 名		住 所	退 会 年月日	摘要
	氏 名	生徒名			
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	

（注） 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

静岡県立浜松聾学校 PTA 事務局事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、会則第33条の規定に基づき、静岡県立浜松聾学校PTA（以下「本会」という。）事務局の組織及び事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 会長の権限に属する事務を処理させるため事務局を置く。

(事務局長)

第3条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

3 事務局長は、業務執行役（校長）をもって充て、会長が委嘱する。

(事務局次長)

第4条 事務局に事務局次長を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、命を受けて事務局事務をつかさどる。

3 事務局次長は、事務長をもって充て、会長が委嘱する。

(事務局職員)

第5条 事務局に職員を置くことができる。

2 事務局職員は、庶務・会計事務にあたる。

3 事務局職員は、会長が委嘱する。

(事務局の事務)

第6条 事務局は、次の事務を管理し、執行する。

(1) 会長が編成する予算書、決算書、事業計画、事業報告等の立案に関すること。

(2) 役員会で議決された事務事業の処理に関すること。

(3) 執行予算の経理及び財産の管理に関すること。

(適用範囲)

第7条 この規程は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第8条 本会の会計は、会則及びこの規程に定めるところによって処理しなければならない。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、会則第34条に定める事業年度に従い、毎年4月1日から3月31日とする。

(帳簿等)

第10条 必要な会計帳簿及び保存期間は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 収入証拠書 5年

イ 支出証拠書 5年

ウ 出納簿 5年

(2) 補助簿

ア その他必要な補助簿 5年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

3 会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成することとする。

(会計責任者)

第12条 会計責任者は、事務局長とする。

(予算)

第13条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

第14条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに作成し、役員会の承認を得、定時総会に報告しなければならない。

(予算の執行)

第15条 予算執行に係る証拠書類等の決裁は会長が行うものとする。ただし、次の事項については事務局長が専決できるものとする。

- (1) 収入に関すること。
- (2) 50万円以下の支出及び役員会で議決されている事業費の支出に関すること。
- (3) 出張承認及び財産(物品に限る。)の取得又は処分に関すること。

(予算の流用)

第16条 予算の執行に当たり、科目相互間の資金の流用を行う必要が生じる場合は、予め会長の承認を得るものとする。

(予算の補正)

第17条 予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、役員会の承認を得なければならない。

(金銭の範囲)

第18条 この規程において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

(出納員)

第19条 金銭の出納、保管に関しては、出納員を置くものとする。

- 2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収書を発行し、これに基づき収入伝票を作成し、日々銀行に預け入れる。

- 2 前項の規定にかかわらず、金融機関への振込による収納の場合は、原則として領収書を発行しないものとする。

(支払)

第21条 金銭の支払を行う場合は、請求書その他取引を証する書類に基づいて支払伝票を作成し、第15条の規定に基づき行うものとする。

- 2 支払は、原則として金融機関への振込によることとする。ただし、少額の支払いその他これによりがたい場合には、現金払いによることができる。

(預金及び公印管理)

第22条 預金の名義人は、会長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、出納員が保管し、押印するものとする。

(金銭の過不足)

第23条 金銭に過不足が生じたときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

(改廃)

第24条 この規程を改廃する場合は、役員会の承認を得て行うものとする。

(委任)

第25条 この規程に定めのない事項については、その都度、会長と協議するものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、本会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。

静岡県立浜松豊学校 PTA 慶弔規定

(単位：円)

事 柄	対 象	金 額
死 亡	会 員 (保 護 者)	10,000
	幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒	10,000
	職 員	その都度協議する
災 害		その都度協議する